

令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

第1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和5年度の公文書の開示請求件数は 117 件です。  
開示請求者別内訳は次のとおりです。(表1)

表1

開示請求者の区分	件数
町の区域内に住所を有する個人	89
町の区域外に住所を有する個人	5
町の区域内に事務所を有する法人その他の団体	0
町の区域外に事務所を有する法人その他の団体	23
合計	117

(2) 実施機関別開示請求状況及び決定状況(表2)

表2

所管	請求件数	開示請求の主な内容	決定等の状況					
			開示	部分開示	非開示	不存在	却下	取下げ
町長	1	戸籍の発行に関する資料	1					
	2	集団検診の契約に関する資料他		2				
	1	介護サービス事業所の事故報告に関する資料		1				
	8	住居表示に関する資料他	8					
	4	工事の入札に関する資料他		4				
教育委員会	1	館長の公募に関する資料	1					
	100	教育支援委員会資料他		100				

※1件の請求に複数の内容が含まれている場合がありますので、請求件数と決定状況が一致しないことがあります。

(3) 部分開示と非開示理由の状況

開示請求に対する決定の状況(表2)のうち、部分開示と非開示の決定状況は次のとおりです。(表3)

表3

部分開示又は非開示事由の内容	件数
個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。	1
法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。	5
開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	101

※請求内容によっては、複数の事由に該当する場合がありますので、表2の決定状況と表3の合計件数が一致しないことがあります。

第2 不服申立ての状況

令和5年度は、開示決定等に対する審査請求(不服申立て)はありませんでした。

第3 粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会

(1) 審査会の設置

粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例及び規則の規定に基づき町長の附属機関としてその都度設置されます。

(2) 粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員

粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員は、現在3名(弁護士2名、大学教員1名)で組織され、委員の任期は2年となっています。